

平成20年11月25日

法務事務次官決裁

平成30年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

## 法務省政策評価有識者会議開催要領

### 1 趣旨

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）及び政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）において、政策評価を行うに当たっては、政策の特性に応じ、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。これを踏まえ、法務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するとともに、政策立案及び評価の質の向上を図るため、政策の特性に応じて学識経験者の知見の活用を図ることを目的として、法務省政策評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

### 2 有識者会議の開催

有識者会議では、法務省が行う政策評価に関し、以下に掲げる事項について助言を得る。

- (1) 政策評価に関する基本計画及び政策評価の実施に関する計画の策定・改定等
- (2) 政策評価の方法や評価に必要なデータの収集方法、評価手順等
- (3) 政策評価結果の予算要求や政策立案等への反映
- (4) 政策立案及び評価の質の向上
- (5) その他政策評価に関すること

### 3 有識者会議の構成員

別紙のとおりとする。

### 4 構成員の任期

有識者会議の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 5 有識者会議の庶務

大臣官房秘書課政策立案・情報管理室において処理する。

(別紙)

## 法務省政策評価有識者会議構成員名簿

(令和8年4月1日現在)

- |            |            |                          |
|------------|------------|--------------------------|
| あさひ<br>朝日  | ちさと        | (東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授)  |
| いしたに<br>石谷 | まさき<br>匡希  | (株式会社いしたに製作所代表取締役)       |
| おおや<br>大屋  | たけひろ<br>雄裕 | (慶應義塾大学法学部法律学科教授)        |
| おがわ<br>小川  | けいじ<br>恵司  | (弁護士)                    |
| なかしま<br>中島 | まさき<br>正喜  | (一般社団法人共同通信社経営企画局次長)     |
| ほった<br>堀田  | さとこ<br>聰子  | (慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授) |
| よこた<br>横田  | きょうこ<br>響子 | (株式会社コラボボ代表取締役)          |
| よしかい<br>吉開 | たいち<br>多一  | (国士舘大学法学部法律学科教授)         |

以上8名 (敬称略、五十音順)